

質疑回答書

1. 公告番号 新潟市契約公告第 11 号

2. 調達件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（新津第一小学校 外 55 校）

上記案件につきまして質疑事項がありましたので、下記のとおり回答いたします。

	質疑事項	回答
1	入札説明書 8(13)に「入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること」と記載がありますが、パソコン等によるインクによる記入でもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
2	自動検針装置(スマートメーター)の設置の有無を教えてください。	全ての施設に設置しております。
3	入札説明書 13(1)の契約書提出時期について、「落札決定の日から 10 日以内」とありますが、弊社落札となった場合、事務処理等の関係で 10 日以内の提出は難しいですが、提出期限を延長いただくことは可能でしょうか。また提出は郵送提出でよろしいでしょうか。	落札決定の日から 10 日以内に契約の締結となります。郵送での提出でも構いません。
4	各施設の現在の計量日を教えてください。	計量日は原則として毎月 1 日です。
5	現供給の計量日が 1 日以外の場合、弊社に切り替わった際は「1 日」に変更となりますので、ご容赦いただけますか。	承知しました。
6	計量日はご使用期間末日の翌日 0:00 となりますのでご了承いただけますか。（例：使用期間が 3/1～3/31 の場合、計量日は 4/1 0:00）	承知しました。
7	蓄熱割引等の適用ができませんが了承いただけますか。	承知しました。
8	契約電力が 500kW 未満の施設は、各月の契約電力は「その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。」という運用になります。 契約電力が 500kW 以上の施設に於いては、仕様書に記載の契約電力が使用できる最大となります。 契約電力が 500kW 以上で契約電力を超えて使用した場合、変更の必要性があるときは、発注者	承知しました。

	と受注者が協議して契約電力を変更することとなります。また、契約電力を超えた場合は、超過料金が発生します。	
9	<p>1年以内に協議により契約電力を500kW未満の値に減少した施設はございますか。</p> <p>その場合の定め方は以下の通りとなりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>「契約電力を減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値が減少後の契約電力を上回る場合は、契約電力はその上回る最大需要電力の値とし、上回らない場合は、契約電力は減少後の契約電力とする。」</p>	ありません。その場合の定め方について承知しました。
10	請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ錢未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとなりますますがよろしいですか。	承知しました。
11	<p>1施設の電気料金のお支払いを複数で分担して支払いされることはございますか。(例: 序舎〇〇円、売店〇〇円等)。</p> <p>ある場合は、対象施設と分担数を教えてください。また分担後の支払金額について毎月弊社に通知いただきます。</p> <p>なお、分担後の請求書の発行はできませんがよろしいでしょうか。</p>	ありません。
12	入札書に記載する日付に指定はございますか。	提出日を記載してください。
13	契約書締結後、契約書に記載がない事柄で弊社が協議を申し出た場合、応じていただけますか。	協議には応じます。
14	燃料費等調整額に関して、仕様書3(2)及び契約書案第10条に「当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める標準供給条件と同様とする」と記載がありますが、「標準供給条件(電気需給約款)」は旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)の約款であり、一般送配電事業者の約款は「最終保障供給約款」となります。	旧一般電気事業者(東北電力株式会社)の約款を適用します。

	燃料費等調整額については、旧一般電気事業者（みなし電気小売電気事業者）と一般送配電事業者のどちらの約款を適用しますでしょうか。	
15	弊社では、毎月の燃料費等調整額の計算において、旧一般電気事業者の電気需給約款、または一般送配電事業者が最終保障供給約款に定める算定諸元（基準燃料価格等の算出係数や算定式）を用いて計算しますが、これについては、供給開始時点における算定諸元を、供給期間中継続して用いて、計算することによろしいでしょうか。	契約期間中に約款が改定した場合は、改定後の約款を適用してください。
16	供給期間終了までの間に、基準燃料価格等算定諸元の見直しを行う際には、基準燃料価格等算定諸元のみでなく、従量料金単価も併せた見直しを行うこととなりますかよろしいでしょうか。	承知しました。
17	地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能ですか。	協議には応じます。
18	契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦いただけますか。	承知しました。
19	仕様書3(6)に「請求の際には、~ひとつの電子データにして添付すること」とありますが、弊社では請求明細や使用電力量等のデータ提供は、web上で閲覧並びにダウンロードができる無料サービスがございますので、こちらのサービスをお客様にてご利用いただくことによろしいでしょうか。請求書は紙にて郵送いたしますが、請求書に電子データは同封することができませんので、電子データにつきましては弊社の無料サービスにてお客様にて出力をしていただくことになりますので、ご了承いただけますか。	承知しました。
20	電気の契約を締結した場合には、その契約内容を1年間継続していただくことを原則とし、1年未満のご使用の場合は、臨時電力の料金が適用されます。契約を締結した後、1年に満たない	承知しました。

	いで契約を廃止される場合（または契約電力等を1年に満たないで減少される場合）は、当該部分について臨時電力を適用したものとして後日料金を精算することは可能ですか。	
21	契約期間中に建替えや増築、トランス増量や受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事が予定されている施設がありましたら、対象施設と工事内容を教えてください。	下記学校で工事を予定しております。 ※【】内は工事内容 ・新津第二小学校 【引込位置の移設、受変電設備の更新】
22	仕様書2(4)、3(4)について、お客様都合により工事等が必要な場合、その費用は供給者の負担とすることはできませんがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
23	開札結果について、公開方法、公開範囲および公開予定期間を教えていただけますか。	開札結果については、新潟市契約課のホームページにて、開札日の翌月を目途に公開いたします。公開範囲は次のとおりです。 ①特定調達契約の名称 ②担当部課の名称及び所在地 ③落札者を決定した日 ④落札者の名称・所在地・代表者の氏名 ⑤落札金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧契約期間
24	小中学校の複数入札案件を同じ住所、部署にお送りする場合、一つの外封筒にまとめて郵送してもよろしいでしょうか。	差し支えありません。
25	【燃料費等調整額について】 仕様書及び契約書にて「当該地域を管轄する一般送配電事業者が適用する条件と同様とする」との記載がございますが、一般送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社様）が定める最終保障供給約款に基づいた額と同額でのご請求で良いという認識でよろしいでしょうか。	旧一般電気事業者（東北電力株式会社）の約款を適用します。
26	【燃料費調整の条件について】 請求書に記載のご利用月に該当する月の燃料費（等）調整単価（一般送配電事業者公表）を適用としますが、ご了承いただけますでしょうか。	旧一般電気事業者（東北電力株式会社）が一般需要家に適用する単価をもって算出してください。
27	【電気・ガス価格激変緩和対策事業について】	承知しました。

	電気・ガス価格激変緩和対策措置が再度実施されることとなった場合、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなります。ご了承いただけますでしょうか。	
28	【請求書の送付方法について】 郵便物の配達遅延及び紛失への対策、改正電子帳簿保存法への対策、今般の社会情勢や環境配慮のためのペーパーレス化等を目的に、電気料金請求書等の帳票を WEB ページでご確認いただく方法をご了承いただけますでしょうか。	WEB ページでの確認に加え、紙でもご提出ください。
29	【請求書の発行について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。 供給地点特定番号毎の請求書発行となります が、ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。
30	【一括請求について】 弊社では仕様書や契約書（案）に記載がなく、各施設で計量日が異なる場合まとめて請求書を発行する事が出来ませんがご了承いただけますでしょうか。	承知しました。検針日は原則として毎月 1 日です。
31	【契約電力について】 現在の契約電力をご教示ください。仕様書別紙 3 に記載の数値と同値でしょうか。 また現在の契約電力が 500 kW 以上で、仕様書との契約電力が異なる場合、協議制となり落札後に明確な根拠を提出して頂きますが可能でしょうか。（頂きました根拠が不十分だった場合、ご希望に沿えない可能性がございます。）	直近の契約電力は仕様書別紙 3 と同様の数値で、500 kW 以上の学校はありません。仕様書との契約電力が異なる場合の対応について承知しました。
32	【計量日について】 現在の計量日をご教示ください。	検針日は原則として毎月 1 日です。
33	【料金の算定期間について】 ※32 にて全施設 1 日とご回答の場合回答不要です。 計量日が 1 日以外であって次年度も契約継続となつた場合、年度月末に臨時清算をご希望の場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日となるため（託送供給約款より）電力使用量の確定値が出ませんので、電力使用量は速報値で	回答省略

	の請求となります。ご了承いただけますでしょうか。また、臨時清算のご希望のない場合は、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。	
34	【契約保証金の免除について】 参加申請書類のうち「様式4 電力供給実績一覧表」を提出しますが、提出のうえで申請結果が有りと認められた場合は、新潟市契約規則第34条(3)により契約保証金は免除対象となる、といった認識でよろしいでしょうか。	入札に参加する者に必要な資格として「電力供給実績一覧表」の提出を求めており、契約保証金の免除要件とは異なります。
35	【請求書の内訳について】 仕様書3(6)に記載の各施設内訳に関しまして、弊社では落札後にご登録いただく「マイページ(請求情報照会や使用状況照会が可能)」にて各施設の内訳をPDFによりダウンロードが可能となっております。(30分電力量は同ページにてエクセル、CSVでダウンロードが可能です)ご了承いただけますでしょうか。	承知しました。